



2022年8月10日

各 位

会 社 名 伏 木 海 陸 運 送 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 川 西 邦 夫
(コード：9361 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 長 林 延 佳
(TEL 0766-45-1111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年8月10日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年9月28日開催予定の第105回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、経過措置に関する附則を設けるものであります。
- (2) 条文整備のため、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第3章 株主総会 <削除>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当)</p> <p>第37条 当社の剰余金の配当は、毎年6月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、これを支払う。</p> <p style="text-align: center;">(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（以下中間配当という。）をすることができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当)</p> <p>第37条 当社の剰余金の配当は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、これを支払う。</p> <p style="text-align: center;">(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（以下中間配当という。）をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 2022年9月1日から6か月を経過した日、もしくは同年9月1日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、次の定めを有するものとする。</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>2 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年9月28日 (予定)

定款変更の効力発生日 2022年9月28日 (予定)

以 上